# 入 会 申 込 書

令和 年 月 日

宮崎物産協会会長 殿

貴協会の趣旨に賛同し入会を申し込みます。

企業名・団体名		
(創業開始 年)		
115 <del></del>		<b></b>
代表者氏名		印
物産展担当者氏名		
加生成三二百八七		
所在地		
電話番号		
FAX番号		
FAX番号		
メールアドレス		
メールアドレス 業種		名
業種	<u>従業者数</u>	
	<u>従業者数</u>	
業種	<u>従業者数</u>	

※本申込書に営業許可書(写)または食品取扱証票の登録番号とその写真並びに 誓約書(別紙様式第2号)を添付してください。

## 誓約書

私は、貴協会に以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1. 貴協会の規約を遵守し、物産振興に努めます。
- 2. 貴協会の運営及び事業等の決定事項を遵守します。
- 3. 商品の欠陥により第3者に損害が生じた場合は、その損害のすべてを賠償し一切の責任を負います。

令和 年 月 日

宮崎物産協会

所在地

事業所名

代表者 即

### 「入会審査基準」

宮崎物産協会(以下、「協会」という。)に入会を希望する事業者は、協会が行う取組みに積極的に参加・協力し、協会の発展に寄与することはもとより、宮崎特産品の販路拡大の一翼を担い、地域経済の活性化を目的とした事業展開を行うこととする。

理事会において審議する「入会審査基準」は、下記のとおりとする。 なお、入会後の会員も、本条件を常に遵守し、疑念を持たれないように取 組を行う必要がある。条件を満たしていないと判断された場合には、理事 会において、是正勧告し、改善が認められない場合は、退会させるものと する。

記

#### 「入会審査基準】

次の(1)又は(2)に該当し、(3)から(7)の各号の条件を全て満たした上で、さらに、理事会において総体的に判断し、協会に有益であると満場一致で了承された事業者を会員とする。

- (1) 市内に主たる事業所等を有しており、生産、製造、製作または加工業を 営む個人または法人であること。なお、市内の営業機能のみを有する事業 所においては、親会社等の関連事業所が既に協会会員であり、かつ、理事 会において認められた場合には、入会を認めるものとする。
- (2) 市外の事業所等においては、生産、製造、製作または加工業を営む個人または法人で、理事会において、特に必要と認める業種であること。
- (3) 主たる商品が、宮崎特有の民工芸品、食品等であること。 (※主たる商品とは、協会主催等の物産展に出品する商品を示す。)
- (4) 主たる商品が、宮崎県産の原材料を使用し、かつ、宮崎において製造されていること。ただし、原材料が宮崎県産ではないものの、古来より地元に根付いた特産品、宮崎の特産品として世間一般に広く認知された特産品については、この限りでない。
- (5) 創業から3年以上の業暦を有していること。ただし、3年以内の事業所であっても、理事会において審議し、協会運営に有益と認められる場合は、この限りでない。
- (6) 食品業者は、所轄保健所の営業許可申請書または食品取扱証票を取得した上で、日頃から衛生管理を徹底し、同業者等の模範となる事業所であること。
- (7) 暴力団及びその関係団体など、公序良俗に反する事業者ではないこと。

### 「物産展参加基準」

宮崎物産協会(以下、「協会」という。)が主催する物産展等に参加する際の審査 基準及び方法等については、下記のとおりとする。

関連団体等が開催する宮崎を広くPRする物産展やイベント等に参加する場合についても、原則として本基準の考え方を準用することし、宮崎物産協会会員であることを自覚すること。

記

#### 「審查基準]

次の各号の条件を全て満たすこと。

- 〈1〉宮崎物産協会規約第6条第2項の入会審査基準(3)(4)を遵守すること。
  - ○宮崎特有の民工芸品、食品等であること。
  - ○宮崎県産の原材料を使用し、かつ、宮崎において製造されているもの。 (※会場において実演販売はこの限りでない。)
  - ○古来より地元に根付いた特産品
  - ○宮崎の特産品として世間一般に広く認知された特産品
  - 以上の商品のみを物産展等に出展すること。
- 〈2〉出展者との連携を図り、宮崎のPR・販路拡大に努めること。
- 〈3〉出展に際して知り得た情報等は、会員と共有し、必要に応じて協会の事業 部会に報告すること。

### [審查方法]

- 〈1〉出展を希望するものは、所定の様式を協会(事務局)に提出。
- 〈2〉提出された書類は、事業部会において一次審査(書類審査)を行う。
- 〈3〉事業部会は、審査結果を理事会に報告。
- 〈4〉理事会及び会場運営会社、共催団体との3者の総合的な意見を集約し、最終的に決定。

### 「その他」

出展の決定については、会場運営会社の意見を最優先とする場合がある。